告 示

埼玉県告示第三十六号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 \mathcal{O} とお り縦覧 お いて準 九 12 はまる。 用する同法第五条第三項 +_ 号) 第六条第二項 の規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和元年五月十七 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

届 出の 概要等

イ 大規模小 売店舗 の名称及び 所在 地

才 Vク タウ ン

埼 玉 一県越 谷市 V 1 ク タ ウン三丁 目 ___ 番 地 兀 丁 目 番 地 兀 丁

口 変更の 概 要

駐車 -場の位 置及 び 収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 九二二三台

(変更後) 位 置 図面 省 略 収 容台数 九二二三台

駐車場の自 動車 \mathcal{O} 出 入 \Box \mathcal{O} 数及 び位置

(変更前) 出 入 П \mathcal{O} 数 三五. か所 位置 义 面 省 略

(変更後) 出 入 \mathcal{O} 二四 か 所 位 置 义 面 省略

来客が駐車場を利 用することが できる時間帯

(変更前 A 街 区 \widehat{K} Α Z Е 街 区 • B 街 X $\widehat{\mathbf{M}}$ Ο R Ι 街 区 午前 六 時 か

5 翌午 前 時

Ο U Т L E T 敷地 隣接隔 地 駐 車場 午前 六 時 か ら翌午 前 時

ô U Τ L E T 街 午前 翌午前 零時

D 街区 区 八時 から

5 翌午 前 時 (変更後)

Α

街区

 \widehat{K}

A

Ζ

Е

街

区

•

В

街

区

 $\widehat{}$

Μ

Ο

R

Ι

街

区

午前

六

時

カコ

D 街 区 ô U Τ L Ε Τ 街 区 午 前 八 時 か 5 翌午前零時

ハ 変更年月

令和元年十二 月二十 七 \exists

= 届出年月 \exists

成三十 _ 年 四月二十六 日

覧 期 間

和 元年五 月 $\dot{+}$ 七 日 カュ ら令和元年九月十 七 日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

意見書の提出

兀

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、当該大規模小売店舗 の周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課